2026 年 11 月 2 日

2027 年度　神戸海星女子学院マリア幼稚園　教員募集要項

１．勤務場所　　神戸海星女子学院マリア幼稚園
〒662-0062　兵庫県西宮市木津山町 5-26（阪急夙川駅　徒歩１３分）

２．募集内容

（１）募集職種　幼稚園常勤講師（クラス担任業務と園務業務）
※一年間の任期制教諭として任用。ただし、職務実績により翌年度以降は専任教諭としての登用があります。

（２）募集人数　　若干名

（３）採用日時　２０２７年４月１日

（４）勤務時間　平日８時００分～１７時３０分
※１年単位の変形労働時間制勤務を採用しているため、勤務時間等が異なることがあります。

（５）休日　　日曜日・祝祭日（園行事のある日を除く）・〔土曜日〕

（６）待遇　　学校法人海星女子学院の定めによる。

３．応募資格

（１）本園の教育方針に賛同し、熱意をもって職務に献身できる方。
（２）キリスト教（カトリック）の教育に理解のある方。
（３）幼稚園教諭免許状をお持ちの方、または取得見込みの方。
（４）保育士資格者が望ましい。
（５）モンテッソーリ教師有資格者が望ましい。

４　応募書類

（１）履歴書（顔写真貼付）※１
（２）志望理由書　※２
（３）幼稚園教諭免許状の写し、または取得見込み証明書
（４）更新講習修了確認証明書の写し（教員免許更新対象者のみ）
（５）モンテッソーリ教師資格証等

※１　市販（B４判）の履歴書をお使いください。
教員経験のある方は、非常勤講師も含め、その勤務歴をお書きください。

※２　１０００字程度（Ａ４判、横書き）、Word で作成してください。

5　応募期間　随時受付

・園見学をご希望の際は事前にお電話をお願いします。
・応募書類の封筒には「教員採用応募書類在中」と朱書きし、簡易書留扱いとして郵送ください。
・提出書類は返却いたしません。選考終了後、速やかに破棄します。
・合格者が決定次第、応募受付は終了となります。

6　選考方法　　1次　　書類選考
　　2次　　面接・実技（ピアノ等）を中心とした審査

・１次書類選考の結果は、お電話もしくは文書発送にてお知らせします。
・２次選考の日程は１次選考合格者にご連絡いたします。

7　書類郵送先　及び　問い合わせ先

神戸海星女子学院　マリア幼稚園
住所　　〒662-0062　兵庫県西宮市木津山町 5 番 26 号
電話　　0798（73）4418
採用担当　園長　元山一則（もとやま かずのり）

＜個人情報保護について＞

応募書類にてご提出いただいた個人情報につきましては、採用審査及び人事業務に関係する学校法人神戸海星女子学院教職員のみが閲覧します。応募者の個人情報は、本学の「個人情報保護方針」等に基づき責任をもって管理いたします。

【特記事項】

・当園は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定を受けた事業者です。
・本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当園の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。